

株式会社平成調剤薬局 奨学金規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社平成調剤薬局（以下、当社）が、当社理念及び活動方針を理解し、当社での就業を希望する後継者を育成するために奨学金制度を定める。

第2条（名称）

この制度の名称を「株式会社平成調剤薬局 奨学金規程」とし、奨学金の貸与を受ける者を奨学生とする。

第3条（奨学生の資格と採用人数）

この規程の趣旨を認め、資格取得後、当社に勤務する意志を有する以下の者を対象とする。

- ① 薬科大学または薬学部に在学中の者及び入学を許可された者。
- ② 社員で、進学を当社により許可され休職する者。
- ③ その他、当社が特別に育成の必要性がありと認めた者。
- ④ 奨学生の採用人数については、毎年、当社が各状況を総合的に判断し算出することとする。

第4条（奨学生の義務）

- ① 奨学生となった者は、当社の優れた社員となるために自覚をもって勉学に励み、自己の人間成長に努めなければならない。
- ② 奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。
- ③ 奨学生は、当社が必要と認めた学習会や会議などに積極的に参加するよう努めなければならない。
- ④ 奨学生は、当社より修学状況の報告を求められた場合はこれに応えなければならない。

第5条（申請の手続き）

本規定により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して当社に提出することとする。

- ① 奨学金制度申請書（様式 1-1）
- ② 奨学金振込口座申請書（様式 1-3）
- ③ 本人履歴書（写真添付）
- ④ 住民票
- ⑤ 入学及び在学証明書（特に指定なし）
- ⑥ その他当社が必要として提出を求めた書類

第6条（審査と承認）

- ① 当社は、奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認または不承認を決定する。
- ② 審査結果はすみやかに本人に通知する。

第7条（契約）

奨学生として承認した場合は、当社と本人との間で奨学金貸借契約書（様式 1-2）を締結する。

第8条（奨学金の金額）

奨学金の金額は、以下の通りとする。

① 第1種奨学金：月額 50,000 円とする。

奨学生が、卒業後、当社に入社し 3 年経過後（産休・育児休暇・介護休暇・病気による休業期間等で給与支給のない月はこの期間に含まない。）、貸与された第1種奨学金については利息を含め返済義務は負わないものとする。尚、貸与された奨学金は給与となる。

② 第2種奨学金：第1種とは別に、月額 1 万円～6 万円の範囲で選択する。

第2種奨学金は希望者のみに支給するものとし、返済の義務を負うものとする。返済は第10条の通りとする。

第9条（貸与基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次の通りとする。

① 貸与期間：奨学金貸与を申請した月（入学前申請ならば入学月）から卒業する月まで。

また、通常の修学年数を過ぎる場合（留年等）の対応は、別途協議する。

② 貸与金額：第8条の第1種と第2種の合計額とする。

③ 貸与日：貸与日は原則として前月の 25 日とし、当日が金融機関営業日でない場合は、その前日とする。

④ 貸与利息：原則として無利息とするが、例外として第13条の場合がある。

第10条（返済）

奨学金の返済は、次の通りとする。

① 奨学金の返済については、当社に採用された後、3ヶ月後から返済を開始する。

② 奨学金については、経済的事情により返済期間の延長を申請することができる。返済期間の延長は、奨学金貸与期間の3倍を限度とする。

③ 返済期間や月数などは、入社時に協議の上返済計画書を確定する。

第11条（貸与の終了と一括返済）

次のいずれかに該当する場合は、本規定の中止を適用し、奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金を一括返済しなければならない。

① 学校を退学した場合、または卒業が不可能になった場合。

② 奨学生としてふさわしくない状況が発生したと認められた場合。

③ 奨学生が、本規定による奨学金の貸与を辞した場合。

④ 奨学生が、当社に入社し 3 年（産休・育児休暇・介護休暇・病気による休業期間等で給与支給のない月はこの期間に含まない。）を経過する前に当社を退職した場合。

第12条（入社辞退）

奨学生が、卒業後本規定に反し当社に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第13条（奨学金一括返済遅延時の利息）

上記第11条あるいは第12条に該当した場合であって、一括返済ができない事情がある場合には、第11条あるいは第12条に該当することが判明した日の翌月1日から利息が発生する。その場合の利息は、年利2%とする。

第14条（資格取得できなかった場合）

卒業後、資格を取得できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期することができる。ただし、引き続き資格取得の意志があり、かつ当社への入職の意志がある者のみとする。これらの意志がない場合、あるいは本人の意志と関係なく資格取得が不可能と認められた場合は、第12条と同様の扱いとする。

第15条（特例事項等）

本規定にない事案が発生した場合は、当事者間の協議を行った上で、当社が判断する。

附 則 この規程は平成28年3月1日より施行します。

株式会社 平成調剤薬局
代表取締役 大橋哲也
岐阜県岐阜市八代 1-3-3
電話番号：058-232-2232
FAX 番号：058-232-2230

各種案内

- ・大学生アルバイトのご案内

薬科大学又は薬学部^に在籍している大学生の皆様のアルバイトを募集しております。
夏期・冬期休暇などで地元（岐阜）に帰省された際に、調剤薬局の現場を体験しながらアルバイトをしてみませんか。

- ・高校生一日薬剤師体験のご案内

当薬局では、薬科大学又は薬学部を目指している高校1年生と2年生の皆様を対象に「高校生一日薬剤師体験」を行っております。
一日体験では、薬剤師の仕事内容を直接体験することができます。また、薬剤師との懇談会で大学受験に向けての対策や学生生活の話など、皆様の気になる情報をお伝えしたいと考えております。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

株式会社平成調剤薬局

〒502-0812 岐阜市八代1丁目3番3号

電話：058-232-2232

FAX：058-232-2230